

(資料6) 佐伯一般廃棄物最終処分場

令和 年度地下水分析結果表

水質検査に係る地下水等を採取した年月日						
水質検査に係る地下水等の結果を得られた年月日(計量証明書発行日)						
分析項目	単位	最終処分場基準値	地下水①	地下水②	地下水①	地下水②
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと				
総水銀	mg/l	0.0005				
カドミウム	mg/l	0.003				
鉛	mg/l	0.01				
六価クロム	mg/l	0.02				
砒素	mg/l	0.01				
全シアン	mg/l	検出されないこと				
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと				
トリクロロエチレン	mg/l	0.01				
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01				
ジクロロメタン	mg/l	0.02				
四塩化炭素	mg/l	0.002				
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004				
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1				
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04				
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1				
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006				
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002				
チウラム	mg/l	0.006				
シマジン	mg/l	0.003				
チオベンカルブ	mg/l	0.02				
ベンゼン	mg/l	0.01				
セレン	mg/l	0.01				
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05				
クロロエチレン	mg/l	0.002				

水質検査に係る地下水等を採取した年月日				
水質検査に係る地下水等の結果を得られた年月日(計量証明書発行日)				
分析項目	単位	ダイオキシン類基準値	地下水①	地下水②
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1.0		

備考) 最終処分場基準・・・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による(別表2)

ダイオキシン類基準値・・・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準
 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成25年6月1日施行)より「1, 1-ジクロロエチレン」の基準値
 「0.02mg/l」を「0.1mg/l」に改め、「1, 4-ジオキサン 基準値0.05mg/l」、「塩化ビニルモノマー 基準値0.002mg/l」を分析項目に追加